

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業（*）
営業所技術者等 （法第7条第2号） （法第15条第2号）	許可を受けようとする建設業ごとに以下のいずれかの要件を満たす営業所技術者等をその営業所ごとに置くこと。 ※以下の要件は、現場における監理技術者等の資格要件と同じ イ 学校教育法による高等学校（旧実業学校を含む）・中等教育学校指定学科卒業後5年以上、大学（高等専門学校・旧専門学校を含む）指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者 ロ 10年以上の実務経験を有する者 ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者 ①指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上、旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者 ②一定の国家資格等を有する者 ③学校教育法による専修学校指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称するもの ④学校教育法による専修学校指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者 ③その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認められた者	イ 一定の国家資格等を有する者 ロ 左欄のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、かつ元請としてその金額が消費税を含む4,500万円以上（S59.10.1からH6.12.27までにあつては3,000万円以上、S59.9.30以前にあつては1,500万円以上）の工事について、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者	イ 一定の国家資格等を有する者  ハ 国土交通大臣がイ又は（左の欄の）ロと同等以上の能力を有すると認められた者
誠実性 （法第7条第3号）	法人、役員等、個人事業主、建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人、支店長、営業所長等）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。	請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有していること。 → 次の <u>全て</u> に該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ロ 流動比率が75%以上であること ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること	
財産的基礎・金銭的 要件 （法第7条第4号） （法第15条第3号）	請負契約（軽微な建設工事を除く）を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。 → 次の <u>いずれか</u> に該当すること イ 自己資本の額が500万円以上であること ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ハ 許可申請前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること		

#### 4 営業所技術者等

- (1) 営業所技術者等とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することを要する者をいい、他社で常勤することはできません。また、次に掲げるような者は、営業所技術者等とはいえません。
- ① 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
  - ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
  - ③ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者
- なお、営業所技術者等は、建設業の他社の技術者や、建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により専任を要する者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。
- (2) 実務経験とは、許可を受けようとする建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれます。実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。ただし、経験期間が重複しているものにあっては二重に計算することはできません。
- (3) 2つ以上の業種の許可を申請する場合において、そのうち1つの業種につき要件を満たしている者が、他の業種についても要件を満たしているときは、当該他の業種についても同一人が営業所技術者等になることができます。
- (4) 勤務場所が同一の営業所である限り、経營業務の管理責任者と営業所技術者等を兼ねることができます。
- (5) 指導監督的な実務経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。したがって、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、発注者の側における経験または下請負人としての経験は含まれません。